

令和元年度
津山市農業委員会
(12月定例会議事録)

令和元年12月5日(木) 14時00分～
津山市役所2階 大会議室
津山市農業委員会定例会を招集する。

委員定数19名

出席委員(17名)

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 日笠 治郎 | 2. 太田 裕恭 | 4. 井家上 淑子 | 5. 小串 典介 |
| 6. 竹内 隆一 | 7. 尾島 宏明 | 9. 岡田 成子 | 10. 松尾 治 |
| 11. 山下 英男 | 12. 三谷 智子 | 13. 仁木 紹祐 | 14. 長森 健樹 |
| 15. 高山 一英 | 16. 植本 幸男 | 17. 筒塩 清美 | 18. 大山 正志 |
| 19. 大塚 毅 | | | |

欠席委員(2名)

- | | |
|----------|-----------|
| 3. 池田 幸正 | 8. 小島 仁太郎 |
|----------|-----------|

事務局(9名)

- | | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 吉田 局長 | 藤原 次長 | 高橋 主査 | 杉井 主事 |
| 都井 主事 | 三宅 主査 | 小椋 主任 | 大澤 主査 |
| 阿部 主査 | | | |

議 事

議案第58号 農地法第3条の規定による許可申請承認について（委員会処分）

議案第59号 農地法第4条の規定による許可申請承認について（市長処分）

議案第60号 農地法第5条の規定による許可申請承認について（市長処分）

議案第61号 非農地証明願承認について

議案第62号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断
について

議案第63号 農用地利用集積計画の承認について

報告第15号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

その他

議 事 録

別紙のとおり

(14:00～)

事務局 長

只今から、令和元年度12月の津山市農業委員会定例会を開会致します。
本日は、委員19名中、17名のご出席を頂いており、全委員の過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本会は成立いたします。なお、8番小島委員から欠席の連絡を頂いております。

日笠 会長

それでは、津山市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、以降の議事進行は、日笠会長にお願いいたします。では、会長よろしくをお願いいたします。

皆さんご苦労様です。年末に向けて寒くなりましたが、体には十分気をつけて下さい。

岡田 委員

11月に東京の会長大会に行ってきました。地元の農業委員として、地方に金を下ろしてくれと言うんですが、市に一括で入ってますとのことでした。上乘せ報酬をもらってくれということですが、会検の対象にされたら困るから、と、結局今のままでいくしかないなど、そういう話をしてきました。

それでは女性委員研修会の報告をお願いします。

11月21日、22日に、広島で令和元年度中国四国ブロック農業委員会女性委員研修会に井家上、三谷、私の3人で参加してきました。ウーマンネット広島の農家訪問活動を想定した模擬研修等がありました。また横浜の検疫所の輸入野菜の現状についての話がありました。2日目では、女性・若者が活躍する農業について考えるという題で、コーディネーターからの質問に4人が答えるパネルディスカッションがありました。最後の質問で、太陽光が増えてきて景観が悪くなったり居住区の近くにもあるので心配だ、という質問もありましたが、愛媛の農業委員さんから市町村に条例を作ってもらったら減ったというアドバイスもありました。

日笠 会長

はい、ありがとうございました。

それでは運営委員会から運営委員長、報告をお願いします。

山下 委員長

先ほど開催されました第9回運営委員会について、私から報告させていただきます。今回の運営委員会では、本日の定例会についてなど、事務局から相談、報告等を受けております。個々の案件につきましては、その都度、事務局から説明があると思っておりますので、よろしくお願いします。

以上、運営委員会の報告とさせていただきます。

日笠 会長

はい、ありがとうございました。議事に入る前に、私の方から議事録署名人を指名させていただきます。15番高山委員さんと、16番植本委員さん、よろしくお願いします。それでは議事に入ります。

議案第58号農地法第3条の規定による許可申請承認について上程します。事務局説明願います。

事務局 (津山)

それでは、議案第58号の説明をいたします。今回、津山地区から2件、勝北地区から2件、合計4件の申請です。議案書のページで申しますと、1ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-1についてですが、厚木市の75歳男性から、小田中の78歳農業を営む女性への、交換による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、1-2についてですが、日上の71歳男性から加茂町公郷の31歳農業を営む男性への使用貸借件設定です。期間は備考欄のとおりです。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

津山地区の説明は以上です。

日笠 会長

はい、ありがとうございました。続いて勝北。

事務局 (勝北)

続きまして、勝北地区の説明をいたします。

4-1についてですが、安井の79歳女性から、安井の64歳自営業の男性への贈与による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は別紙調査書のとおりです。

4-2についてですが、安井の79歳女性から、安井の62歳会社社員の男性への贈与による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は別紙調査書のとおりです。

日笠会長 大山委員	<p>勝北地区の説明は以上です。</p> <p>はい、ありがとうございました。続いて地元委員の説明をお願いします。</p> <p>1区大山です。1-1について説明します。受人は高齢になり、土地の境界等を相続する前に綺麗にしておきたいということです。</p>
日笠会長 井家上委員	<p>はい、ありがとうございました。次。</p> <p>4番井家上です。加茂町の方ですが、10月の定例会でこの方が持っておられる土地についてしっかり耕作されていましたし、問題ないと思います。</p>
日笠会長 松尾委員	<p>はい、ありがとうございました。次。</p> <p>10番松尾です。4-1、4-2について、どちらも身内間の贈与ということで、問題ないと思います。</p>
日笠会長	<p>はい、ありがとうございました。今説明があったものに対して、皆さん何かありますか。</p> <p>ありません。</p>
日笠会長 * * 日笠会長	<p>はい、それでは賛成の方は挙手でお願いします。</p> <p>《 多数、挙手 》</p> <p>はい、賛成多数ということでありがとうございます。</p>
事務局（津山）	<p>それでは議案第59号農地法第4条の規定による許可申請承認について上程します。事務局説明願います。</p> <p>それでは、議案第59号の説明をいたします。今回、津山地区から3件、久米地区から1件の申請です。議案書のページは、2ページです。それでは、議案書をもとに説明します。</p>
	<p>1-1番・堀坂の田、1,091㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は太陽光発電施設で、施設の概要は、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設1施設です。転用事業者は、岡山市北区にお住まいの63歳会社員の男性です。田として管理することが労力的に難しく、将来のことを考え、太陽光発電施設として管理するため、転用するものです。転用にあたり、境界部分については、既存の畦があり、雨水排水については自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。堀坂町内会から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。他の土地も検討しましたが、向きや面積、日照条件などからみて、他に代替地もないとのことであり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。</p> <p>続きまして、1-2番・堀坂の田、612㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は太陽光発電施設で、施設の概要は、発電出力38.5kW程度の太陽光発電施設1施設です。転用事業者は、1-1番と同じ男性です。田として管理することが労力的に難しく、将来のことを考え、太陽光発電施設として管理するため、転用するものです。転用にあたり、境界部分については、既存の畦があり、雨水排水については自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。堀坂町内会から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。他の土地も検討しましたが、向きや面積、日照条件などからみて、他に代替地もないとのことであり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。</p>
	<p>続きまして、1-3番・河辺の畑、740㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は太陽光発電施設で、施設の概要は、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設1施設です。転用事業者は、河辺にお住まいの70歳会社員の男性です。農地として管理することが労力的に難しく、将来のことを考え、太陽光発電施設として管理するため、転用するものです。境界部分については、申請地は東側の道より低く、また、既存の畦があり、雨水排水については自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。河辺井ノ口町内会から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。他の土地も検討しましたが、向きや面積、日照条件などからみて、他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。</p>
日笠会長 事務局（久米）	<p>津山地区の説明は以上です。</p> <p>はい、ありがとうございました。続いて久米地区。</p> <p>続いて、久米地区の説明をいたします。</p> <p>5-1番・久米川南の宅地、297㎡の追認案件についてです。農地区分は、農振除</p>

外された土地ですが、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあることから、第1種と判断しています。転用目的は、敷地の拡張です。転用事業者は、久米川南にお住まいの61歳農業の男性です。自宅に隣接する申請地を庭及び進入路として利用していたものです。転用にあたり、境界部分については、既存のコンクリート擁壁と畦畔があり、雨水排水については既存の排水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しています。中河原堰水利組合から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「敷地の拡張」に該当しており、他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

議案第59号の説明は以上でございます。

日笠会長
高山委員

はい、ありがとうございました。では地元委員の説明をお願いします。

15番高山です。1-1と1-2についてですが、先般現地調査をしました。父親が亡くなられてその息子さんがこちらに時々戻って管理をされているということで、やむを得ないと思います。

日笠会長
井家上委員

はい、ありがとうございました。次。

4番井家上です。この方はもう労力的に難しいとおっしゃっていますし、中村推進委員からも問題ないと聞いております。以上です。

日笠会長
植本委員

はい、ありがとうございました。次。

16番植本です。特に問題ないと思っております。以上です。

日笠会長

はい、ありがとうございました。今説明があった議案第59号に対して、皆さん何かありますか。

*

ありません。

日笠会長

はい、それでは賛成の方は挙手でお願いします。

*

〈 多数、挙手 〉

日笠会長

はい、賛成多数ということでありありがとうございます。議案第60号農地法第5条の規定による許可申請承認について上程します。事務局説明願います。

事務局（津山）

それでは、議案第60号の説明をいたします。今回、津山地区から所有権移転4件、賃貸借権設定1件、使用貸借権設定1件、阿波地区から所有権移転1件、勝北地区から所有権移転1件の計8件の申請です。議案書のページは、3ページから5ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-1番・沼の田、490㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、貸露天駐車場です。転用事業者は、沼にお住いの43歳会社員の男性と、川崎にお住いの70歳会社員の女性です。両者が役員を務める洋菓子店の駐車場が不足していることから、申請地を買い受け、洋菓子店に駐車場として貸し付けるために転用するものです。転用にあたり、境界部分については、南側は既存フリュームがあり、東側は新設フリュームを設置し、北側及び西側は隣接地より低く造成を行い、雨水排水については、フリューム及び新設する溜樹を通じて排水するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-2番・野村の田、2,125㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用事業者は、草加部に本店を置く資本金の額2,500万円の株式会社で、主な事業は鋼構造物製造業です。受注、発注が増え、扱う製品も大きく、現在の原材料資材置場が不足していることから、本社や現在、事業を進めている加工場予定地の近くで、国道からのアクセスも良く大型車の出入りが容易な申請地を自己所有の隣接地と合わせて露天資材置場及び露天駐車場として整備するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、新設する擁壁及び側溝により対処し、雨水排水については、新設する側溝から既設水路に流入させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないとのことであり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。なお、申請地の内の1筆につきましては、令和元年6月10日付けで農地法第3条の規定による所有権移転の許可がされ、7月19日付けで所有権移転登記が行われております。このため、譲渡人は取得から1年かつ1耕作を満了することなく所有権を移転することになりますが、転用申請においては

支障となるものではないことから問題ないものと考えます。

続きまして、1-3番・横山の畑、497㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高6.9m程度の居宅1棟、全高3m程度のカーポート1棟及び全高3.5m程度の倉庫1棟で、建蔽率は23%です。転用事業者は、横山にお住いの41歳公務員の男性です。現在、妻の両親と同居していますが、子供の成長に伴い、不便なことも多くなってきたことから、妻の両親宅から近い申請地に居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、既存コンクリート擁壁及び既存側溝があり、雨水排水は、U字溝及び沈殿柵を設け、既存排水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。西横山町内会から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-4番・日上の田、1,152㎡の内0.21㎡、使用貸借権設定の件についてです。農地区分は、農用地区域内にある農地のため、農用地です。この件につきましては、先ほどの議案第58号1-2番と関連した事業計画となっています。転用目的は、営農型太陽光施設設置のための支柱部分についての一時転用で、期間は令和2年1月10日から令和5年1月9日までです。転用事業者は、日上に本店を置く資本金の額800万円の株式会社で、主な事業は建築工事業です。転用にあたり、境界部分については、形状の変更は行わず、雨水排水については、自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。人神町町内会から差し支えない旨の承諾書の提出と使用貸借契約書の写しの添付を受けております。また、下部の農地における営農計画書及び当該農地における営農への影響の見込み書、必要な知見を有する者の意見書、営農者の承諾書の写しの添付を受けております。農用地区域内の農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するもので、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるもの」に該当しており、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-5番・国分寺の田、2,043㎡、賃貸借権設定の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、露天資材置場です。転用事業者は国分寺に本店を置く資本金の額700万円の有限会社で、主な事業は建材販売業です。建材販売事業において、需要が堅調であり、既存の資材置場では不足し手狭になっており、資材置場の確保が必要なことから、会社役員の所有する申請地を借り受け、露天資材置場として利用するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、既存の畦があり、雨水排水については自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出と、賃貸借契約書の写しの添付を受けております。他の土地も検討しましたが、他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-6番・上田邑の畑、120㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、貸露天駐車場です。転用事業者は、上田邑にお住いの52歳会社役員の男性です。自身が経営する建設会社の事業拡大により従業員を増員したため、従業員用駐車場が不足していることから、従業員の利便性や防犯対策などから、会社から近い申請地を駐車場として造成し、会社に貸付けるため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、東側は申請地の方が低く、西側はコンクリートブロックを積み、雨水排水については、自然浸透させ、余剰分は既存側溝に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。田邑榎町内会から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。他に代替地もないとのことであり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

津山地区分の説明は以上です。

はい、ありがとうございます。続いて阿波。

続きまして、阿波地区の説明をいたします。

3-1番・阿波の畑、108㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため第2種と判断しております。転用目的は露天駐車場です。転用事業者は、阿波にお住まいの70歳会社員の男性です。自宅軒下に車を駐

日 笠 会 長
事 務 局 (阿 波)

車していますが狭小であり、冬季の除雪作業にも支障をきたさないよう、居宅隣接の申請地を露天駐車場として利用するため転用するものです。転用にあたり、境界部分には、法面工を施し、雨水排水については、排水路を設け既存水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。大高下自治会から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

阿波地区分の説明は以上です。

日 笠 会 長 はい、ありがとうございました。続いて勝北。
事務局（勝北） 続きまして、勝北地区の説明をいたします。

4-1番、西中の田 358 m²、畑 80 m²、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は露天駐車場です。転用事業者は、西中に主たる事務所を置く基本財産の総額約228万円の宗教法人です。境内地の北側にある宅地を参拝者の駐車場として利用していましたが、寺院施設の増築により手狭となったため、隣接する申請地を露天駐車場として転用するものです。転用にあたり、境界部分は隣地より低く、また南側は緩やかな勾配の土羽があり、雨水排水については自然浸透及び既存水路で対処するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。西中町内会から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

議案第60号の説明は以上です。

日 笠 会 長 はい、ありがとうございました。それでは1-1から、地元の委員から説明をお願いします。

大 山 委 員 はい、1区大山です。1-1について、沼の住宅地でありますので、特に問題ないと考えております。

日 笠 会 長 はい、次。

高 山 委 員 高山です。先般、福山推進委員から現地調査の結果を聞きまして、問題ないということでした。よろしく申し上げます。

日 笠 会 長 はい、1-3、これは横山ですが、問題ないと思いますのでよろしく申し上げます。次。

井 家 上 委 員 4番井家上です。1-4ですが、3条で受けられた土地ですが、営農型の太陽光発電ということで、図面と営農計画書等を確認しました。問題ないと思います。

1-5については、渡人は会社の役員をされておりまして、自分の会社へ賃貸をしたいということで、転用をされるようです。問題ないと思います。

日 笠 会 長 はい、次。

長 森 委 員 14番長森です。1-6は田邑ですが、推進委員から問題ないと報告を受けております。

日 笠 会 長 はい、次。

山 下 委 員 11番山下です。3-1ですが、問題ないと寺坂委員から聞いておりますので、よろしく申し上げます。

日 笠 会 長 はい、ありがとうございました。次。

尾 島 委 員 7番尾島です。先ほどの事務局の説明のとおりで問題ありません。以上です。

日 笠 会 長 はい、ありがとうございました。今説明があったものに対して、皆さん何かありますか。

* ありません。

日 笠 会 長 はい、それでは賛成の方は挙手でお願いします。

* << 多数、挙手 >>

日 笠 会 長 はい、賛成多数ということでありがとうございます。

それでは議案第61号、非農地証明願承認について上程します。地元の委員さんから説明をお願いします。

大 山 委 員 1区大山です。これは林田の丹後山ですが、昭和34年頃から住宅を建てていたということです。問題ないと思います。

日 笠 会 長 はい、次。

高 山 委 員 先ほどありました太陽光の申請の際に違反が見つかったということで、自宅の前の畑を庭と進入路にしていたということです。以上です。

日 笠 会 長 はい、次。

井 家 上 委 員 4番井家上です。前回の定例会でもこの方の申請があったんですが、分筆が必要

				だったものですから、今回整ったので出しますということでした。
日	笠	会	長	はい、次。
尾	島	委	員	7番尾島です。20年ほど前までは作ってたんですがということで、今はとても入れません。また、畑を宅地にされていた場所もあったということです。問題ありません。
日	笠	会	長	はい、それでは議案第61号について筆頭者からの説明がありました。賛成と思う方は挙手をお願いします。
		*		《 多数、挙手 》
日	笠	会	長	はい、賛成多数という事でありありがとうございます。
				議案第62号耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について上程します。筆頭者の方は説明をお願いします。
竹	内	委	員	6番竹内です。2-1についてですが、原野化している状況であり、また先日の大雨で土砂が入り、もう耕作ができる状況ではありませんので、よろしくお願ひします。
日	笠	会	長	はい、次。
植	本	委	員	16番植本です。5-1につきましては分筆をされて、農地として使用できない部分を手続きしたいということでした。
				5-2、5-3、5-4については圃場整備された農地ですが、谷が山林化しておりますのでやむをえないと思います。よろしくお願ひします。
日	笠	会	長	はい、それでは議案第62号について筆頭者からの説明がありました。賛成と思う方は挙手をお願いします。
		*		《 多数、挙手 》
日	笠	会	長	はい、賛成多数という事でありありがとうございます。
				議案第63号農用地利用集積計画の承認について上程します。事務局簡単に説明して下さい。
事	務	局		議案第63号農用地利用集積計画の承認についての説明いたします。議案書のページは、9ページから12ページです。9ページに集計表を載せております。
				今回の利用権設定は、貸借権設定によるものが津山地区8件、加茂地区4件、勝北地区7件、久米地区6件の計25件です。
				以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。
				議案第63号の説明は以上です。
日	笠	会	長	はい、ありがとうございました。利用集積計画ということで、皆さん承認いただけますか。
		*		はい。
日	笠	会	長	では、賛成の方は挙手をお願いします。
		*		《 多数、挙手 》
日	笠	会	長	はい、賛成多数という事でありありがとうございます。
				報告第15号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、事務局説明願ひします。
事	務	局		報告第15号について説明します。議案書のページは13ページから17ページです。今回は、相続によるものが7件49筆となっております。また、届出があった農地のうち現況が無断転用または、雑草繁茂だったものにつきましては、適正な手続きまたは管理をするよう通知しております。
				その他詳細は議案書のとおりです。報告第15号の説明は以上です。
日	笠	会	長	はい、ありがとうございました。
				議案はこれを以て終了しました。委員の皆さんから何か他にありますか。
		*		ありません。
日	笠	会	長	それでは事務局からお願いします。
事	務	局		事務局から次回の定例会の日程等について連絡させていただきます。
				次回、1月の定例委員会ですが、1月10日金曜日午後2時より、市役所2階大会議室で行います。繰り返し申し上げます。次回、1月の定例委員会ですが、1月10日金曜日午後2時より、市役所2階大会議室で行います。
				運営委員会は、午後1時30分から農業委員会室で行いますので、運営委員さんにおかれましては、市役所4階農業委員会室に1時30分までにお越しください。
				事務局からの連絡は、以上でございます。

日 笠 会 長	はい、ありがとうございました。それでは定例会の議事を終了させてもらいま
太 田 会 長 代 理	す。 失礼します。本日は令和元年最後の定例会ということで、お疲れ様でした。来年 もまた良い年になりますよう、よいお年をお迎えください。これで終了とします。 ありがとうございました。
*	お疲れ様でした。

(1 4 : 4 0 終 了)

上記会議のてん末を記載し、相違ないことを証するために確認し、署名捺印する。

会 長 日 笠 治 郎

署 名 委 員
